

令和5年3月16日

新型コロナウイルス感染症に関する対応について（第9報）

一般社団法人日本非破壊検査工業会
理事長 長岡康之

令和5年2月10日、新型コロナウイルス感染症対策本部において「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が一部変更されました。このなかで、新型コロナウイルス感染症法上の位置づけが変更されたことに伴い、「マスク着用」の考え方については、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本とすることが示されました。一方で、高齢者等重症化リスクの高い者への感染を防ぐため、マスク着用が効果的な場面では、マスク着用が推奨されております。

かかる事情を鑑み、当工業会としては、基本的感染症対策である「三つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等を励行しつつ、場面ごとの対応策を以下に記載いたします。皆様のご理解・ご協力をお願いいたします。

1. 当工業会の委員会等について

委員会等については、従来通りオンライン開催をメインとし、必要に応じて対面により実施するものとします。

2. 講習会・試験について

講習会・資格試験等に際し、受講者には「マスク着用」を求めることなく個人の判断に委ねます。なお、基本的感染対策は継続して実施します。

3. 症状がある場合等の対応

委員会等及び講習会・資格試験等に際し、感染症が疑われる症状がある者、本人及び同居人等が検査陽性者の場合は、感染拡大防止の観点から対面での参加を控えるよう促します。

4. 事務局の勤務体制

感染拡大防止の観点から一部で実施してきたテレワークを3月31日までとし、以降は通常勤務体制とします。

5. その他

新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが5月に「5類」に変更される予定であることから、上記内容が変更される場合がありますので、その都度Webサイトで公開してまいります。

以上